

(参考)

福利厚生規程の一部を改正する規程 新旧対照表

新	旧
<p>(傷病見舞金)</p> <p>第22条 会員が傷病により引き続き1月以上勤務し<u>なかつた</u>ときは、傷病見舞金を支給する。ただし、年度1回に限るものとする。</p> <p>2 同一傷病により1年勤務せず、<u>なお引き続き1月以上勤務しなかつた</u>ときは、再度傷病見舞金を支給することとし、3年目以降も同様とする。</p> <p>(給付の請求)</p> <p>第27条 給付を受けようとする者は、給付請求書に<u>事実を証する書類を添えて</u>共済会に請求するものとする。<u>ただし、第17条第1項第7号から第9号に掲げる給付の請求については、事実を証する書類の添付を要しないものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 <u>この規程は、令和3年7月1日から施行する。ただし、別表第1弔慰金の項給付金額の欄の改正に関する部分については、令和3年10月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この規程による改正後の別表第1給付金額は、この規程の施行の日以降に支給の事由が生じた給付金について適用し、同日前に支給の事由が生じた給付金については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(傷病見舞金)</p> <p>第22条 会員が傷病により引き続き1月以上<u>欠勤した</u>ときは、傷病見舞金を支給する。ただし、年度1回に限るものとする。</p> <p>2 同一傷病により1年<u>欠勤し、なお引き続き1月以上欠勤した</u>ときは、再度傷病見舞金を支給することとし、3年目以降も同様とする。</p> <p>(給付の請求)</p> <p>第27条 給付を受けようとする者は、給付請求書に<u>別表第1に掲げる書類を添えて</u>共済会に請求するものとする。</p>

新

別表1

給付種別	給付金額
結婚祝金	(略)
出産祝金	15,000円
入学祝金	(略)
卒業祝金	(略)
傷病見舞金	(略)
弔慰金	会員 50,000円 配偶者・1親等血族 20,000円 1親等姻族 10,000円 死産・1週間以内の産児の死亡 5,000円
退会せん別金	(略)
永年勤続報奨金	(略)
成人祝金	(略)

旧

別表1

給付種別	給付金額	添付書類
結婚祝金	(略)	戸籍謄本(抄本)又はその写し、住民票(配偶者の記載のあるもの)又はその写し、婚姻届受理証明書等のいずれか一つ
出産祝金	第1子 10,000円 第2子以降 5,000円	戸籍謄本(抄本)又はその写し、住民票又はその写し、出生届受理証明書等のいずれか一つ
入学祝金	(略)	就学通知書の写し、在学証明書又はその写しのいずれか一つ
卒業祝金	(略)	卒業証明書又はその写し、卒業証書の写しのいずれか一つ
傷病見舞金	(略)	事業主の証明書
弔慰金	会員 50,000円 配偶者・1親等親族 20,000円 死産・1週間以内の産児の死亡 5,000円	事業主の証明書 ただし、会員が死亡したときは、死亡者の戸(除)籍謄(抄)本又はその写し及び死亡者との続き柄を明らかにする請求者(遺族)の戸籍謄(抄)本又はその写し 死産については死産届の写し等
退会せん別金	(略)	事業主の証明書
永年勤続報奨金	(略)	事業主の証明書
成人祝金	(略)	